

# 輸血用血液の災害時緊急供給に関する協定書

高知県立幡多けんみん病院（以下「甲」という。）、日本赤十字社高知県赤十字血液センター（以下「乙」という。）及び高知県（以下「丙」という。）は、高知県内における輸血用血液の災害時緊急供給の円滑な実施のため、次のとおり協定を締結する。

## （定義）

### 第1条

- (1) 緊急供給体制 災害時に、陸路を使った通常の輸血用血液の供給が不可能または著しく困難な場合、次号に規定する協定締結病院と協議により決定した量の輸血用血液を空路等により搬送し、保管し、また利用することをいう。
- (2) 協定締結病院 災害時に輸血が必要となる患者が搬送される災害拠点病院等で、災害時緊急供給体制による血液の受け入れについての協定を締結した医療機関をいう。

## （緊急供給血液の搬入と保管）

第2条 乙は、緊急供給体制実施時に、第5条第1項に規定する協議により決定した量の輸血用血液（以下「緊急供給血液」という。）を甲の施設内に搬入し、保管する。

- 2 災害時に、協定締結病院、または協定締結病院の近隣の医療機関において、輸血用血液を必要とし、かつ、陸路を使った乙からの直接の供給が困難な場合、本協定に基づく緊急供給血液から供給する。
- 3 前項の血液の搬送は、乙が調整、実施する。
- 4 前3項各項の業務を実施するため必要な事項は別に定める。

## （保冷庫の設置及び運用）

第3条 甲は、前条の緊急供給血液の保管に供する血液用保冷庫（以下「保冷庫」という。）を自施設内に設置する。

- 2 甲は、輸血用血液取扱いに関する甲の院内関係規則に基づき、平時の保冷庫の管理を行うものとする。
- 3 甲は、緊急供給体制が実施される場合は、乙が搬入する緊急供給血液保管のためのスペースを保冷庫内に確保する。

## （費用負担）

- 第4条 保冷庫の稼働に要する電気代は、甲の負担とする。
- 2 保冷庫を甲の通常業務に供する場合に必要な消耗品等の費用は、甲の負担とする。
  - 3 保冷庫に不具合が生じた場合の修理については、甲が行い、更新については、甲乙丙の協議により決定する。

(災害時緊急供給の開始及び終了)

第5条 乙は、災害発生時に、陸路を使った通常の輸血用血液の供給が不可能、または著しく困難と判断した場合、災害時緊急供給先及び搬送量について、協定締結病院及び丙の設置する保健医療調整本部（以下「県保健医療本部」という。）と協議により決定し、災害時緊急供給を開始する。

- 2 主要道路が復旧し、乙と県保健医療本部との協議により、輸血用血液の需要に応じた供給が可能となったと判断する場合は、災害時緊急供給を終了する。
- 3 乙は甲に、災害時緊急供給の開始及び終了を通知する。

(緊急供給血液の種類)

第6条 緊急供給血液は、人赤血球液とする。

(緊急供給血液の搬送)

第7条 緊急供給体制実施に当たり、乙は、日本赤十字社中四国ブロック血液センター及び県保健医療本部、その他関係機関と協議し、ヘリコプター等による緊急供給血液の搬送と医療機関への供給方法を決定する。

(緊急供給血液の災害時の保管管理)

第8条 緊急供給体制実施時、乙は甲に対し、緊急供給血液を甲の保冷庫に搬入することを通知する。

- 2 前項の緊急供給血液の台帳整備、払い出し等を行う業務は乙に代わり甲が行う。
- 3 前2項各項の業務を実施するため必要な事項は別に定める。

(緊急供給血液の回収、補充及び交換)

第9条 乙が緊急供給血液として甲の保冷庫に搬入し、使用されなかったものは、原則として乙が回収し、必要に応じ補充及び交換を行う。

- 2 前項の業務を実施するため必要な事項は別に定める。

(緊急供給血液の廃棄等)

第10条 甲の保冷庫に保管する緊急供給血液が使用できない状態になった場合、当該血液の廃棄等は乙が実施し、その他の措置については、甲乙の協議により決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、令和6年10月28日より1年間とする。

- 2 前項の有効期間満了前1ヶ月までに甲乙丙のいずれからも協定書の変更又は更新中止の申し入れのない場合は、この協定は、期間終了の翌日から1年間自動的に更新されるものとし、それ以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に関し疑義のあるとき、又はこの協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙丙の協議により決定するものとする。

(協定の解消)

第13条 この協定を解消するときは、あらかじめ1ヶ月前までに自己以外の二者に文書で申し入れを行い、甲乙丙の協議が整った場合は解消できるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙各自記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年10月28日

( 甲 ) 高知県宿毛市山奈町芳奈3番地1  
高知県立幡多けんみん病院長

( 乙 ) 高知県南国市岡豊町小蓮448  
日本赤十字社  
高知県赤十字血液センター所長

( 丙 ) 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号  
高知県知事

## 輸血用血液の災害時緊急供給に関する協定書 別添

制定 令和6年10月28日

本別添は、『輸血用血液の災害時緊急供給に関する協定書』(以下「協定書」という。)の実施のため、必要な事項を定めるものである。

なお、用語及び略称については、協定書と同様とする。

番号	事項	手順・業務等
1	連絡先及び連絡手段等	1-1 甲乙丙は、平常時及び緊急時の連絡先及び連絡手段を相互に把握する。 1-2 連絡先及び連絡手段に変更を生じた場合は、速やかに相互に連絡する。
2	災害時緊急供給体制連絡手順	2-1 乙は、下記事項を添えて、災害時緊急供給体制実施を甲に通知する。 (1)甲に搬送する緊急供給血液の量 (2)搬送手段、到着予定時刻 (3)その他、必要な事項
3	甲による業務代行	3-1 甲は緊急供給血液の出納台帳を整備し、払い出し及び仕様ごとに記録し、また在庫管理を行う。 3-2 緊急供給血液は、先入れ・先出の原則に則り払い出すものとする。 3-3 払い出しの際は、仮納品伝票を用いる。 3-4 台帳、伝票等については、甲が仮様式で作成し、後日、乙の担当者に引き渡しを行う。 3-5 仮様式は、原則として紙媒体によるものとするが、乙が紙媒体に代わる専用携帯端末を甲に貸与する場合は、専用ID及びパスワードを使用する。
4	血液の帰属	4-1 甲の保冷庫内の緊急供給血液は乙に帰属する。 4-2 4-1の血液は、保冷庫から払い出した時点で払い出し先医療機関の帰属になるものとする。
5	ヘリ運航	5-1 2-1(2)に規定する搬送手段がヘリコプター(以下「ヘリ」という。)の場合、幡多けんみん病院職員駐車場の東側のヘリポートに着陸することを原則とする。 5-2 乙は甲に、ヘリ運航予定を通知する。 5-3 運行にあたっては、甲の施設内関係規則等に従うこと。
6	改訂	7-1 この別添は、必要に応じ、甲乙丙の協議により改訂するものとする。

### 附則

この別添は、令和6年10月28日から適用する。

